

議案第54号

権利の放棄について

加西市土地開発公社の解散に伴い、下記のとおり権利を放棄するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月3日提出

加西市長 西村 和平

記

1 放棄する権利の内容

本市の加西市土地開発公社に対する貸付金910,000,000円から、代物弁済として同公社から取得する土地の評価額123,522,753円を控除した額

786,477,247円の求償権

2 権利の相手方

住 所 加西市北条町横尾1000番地

名 称 加西市土地開発公社

代表者 理事長 大 豊 康 臣

3 放棄の理由

加西市土地開発公社の解散にあたり、上記債権の弁済の見込みがないため。

(審議資料)

加西市土地開発公社に貸し付けた債権のうち、同公社の解散により回収が不可能となることが確実なものについて、放棄しようとするもの。

【放棄債権額】 786,477,247 円 (D - C)

土地による代物弁済額 802,522,753 円 . . . A

代位弁済金 (予定) 679,000,000 円 . . . B

代物弁済残額 $A - B = 123,522,753$ 円 . . . C

短期貸付金 910,000,000 円 . . . D

【関係法令】 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号

【予算措置】 平成 25 年度加西市一般会計補正予算 (第 3 号)

歳入：土地開発公社貸付金元利収入 $\Delta 910,000$ 千円

歳出：代位弁済金 679,000 千円

政策等の形成過程説明資料

平成25年9月定例会

議案等の件名	議案第52～54号	政策等の区分	計画・ 事業 ・条例
	加西市土地開発公社の解散について(議案第52号) 地方債の起債に係る許可申請について(議案第53号) 権利の放棄について(議案第54号)		その他()

①【政策等を必要とする理由】

社会情勢の変化から存在意義が薄れているため加西市土地開発公社は、平成25年度をもって解散する。その手法として第三セクター等改革推進債を活用することにより、公社の負債の累積を回避し、負債を固定化し、市債の償還という形で年々計画的に返済していくことによって、将来的な市の負担を軽減し、財政の健全化を図る。

②【検討した他の政策等の内容】

土地開発公社を現行のとおり存続する。

③【他の自治体の類似する政策との比較】

平成25年度中に三セク債を活用して土地開発公社を解散予定の県下市町
姫路市、明石市、相生市、赤穂市

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策10	健全な行財政運営の確立
基本計画	施策30	行政サービスの向上と効率経営

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	加西市土地開発公社解散プラン
策定年度	平成24年度
計画期間	平成25年1月～平成26年3月

⑤【関連する法令及び条例、規則】

公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項
地方財政法第33条の5の7第1項
地方自治法第96条第1項第10号

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
1,589,000		1,589,000		

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	合計
償還元金	158,900	158,900	158,900	158,900	158,900	158,900	158,900	158,900	158,900	158,900	1,589,000
償還利子	26,338	23,636	20,935	18,234	15,532	12,831	10,130	7,429	4,727	2,026	141,818
償還額合計	185,238	182,536	179,835	177,134	174,432	171,731	169,030	166,329	163,627	160,926	1,730,818
三セク債残高	1,430,100	1,271,200	1,112,300	953,400	794,500	635,600	476,700	317,800	158,900	0	—

⑧【市民参加の状況】

有・**無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

三セク債の借入金利を1.7%、10年償還、当該支払い利子の1/2を特別交付税措置、公社債務の処分が進まず、全額市中銀行に0.7%で毎年借入する条件のもとで効果額を試算。
土地開発公社を解散した場合、三セク債の発行に伴う支払利子から特別交付税措置を控除した実質利払いは、10年間(H26～H35)で70,911千円となる。
一方、土地開発公社を存続した場合の支払利息は、当初2年間は、三セク債発行時の負担を下回るものの、10年間で114,795千円となり、解散による効果額は43,884千円となる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
財務部	財政課	有・ 無